

自転車用ヘルメットの品質などに関する現状と今後 (第12回)

令和5年4月1日から道路交通法が一部改正され、すべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化された。

努力義務化にともないインターネット通販でヘルメットを購入しようとする消費者も多かったようで、一時は商品が品薄となっていた。このような混乱の中、一部の商品は国内の任意の自転車用ヘルメット安全基準であるSG基準を満たしていないことが、(独)国民生活センターの商品テストで判明し公表された。

自転車用ヘルメットの安全マークは、国内の任意規格である(一財)製品安全協会が定めた基準への適合を示すSGマーク、(公財)日本自転車競技連盟が定めた基準への適合を示すJCFマークや、欧州の規格への適合を示すCEマークなどを表示した商品が販売されている。

インターネットで検索すると、『CE (EN812) マークを取得』と記載されている自転車用ヘルメットが見受けられるが、EN812は軽作業帽 (Bump Cap) 用の規格であり、自転車用ヘルメットではない。CEマークであれば、EN1078が自転車等のヘルメット用規格である。

(独)国民生活センターは、商品テストの結果から、インターネットのショッピングモール運営事業者に、正確に適合マークを表示するよう協力を依頼しているところではあるが、既に消費者はEN812軽作業帽のヘルメットを自転車用として使用している可能性がある。

自転車事故の原因調査の場合、まずは、スピードの出しすぎ、荷物の車輪への巻き込み、自転車の不具合等から確認していく。また身体機能などが低下した消費者が事故に遭った場合は、さらに事故原因の調査は複雑になる。消費生活相談で自転車用ヘルメットの品質がけがの程度に影響したというような申し出を受け付けたことは、現時点ではないが、今後はヘルメットの品質も考慮すべきであろう。

はしごから転落してけがをしたという事故も消費生活相談に入る。転落した後にはしごをよく見ると凹んでいる箇所があるので、はしごの強度が弱かったのではないかと、という申し出を受ける。調査の結果、はしご上で使用者がバランスを崩したために転落し、その際にはしごがどこかにぶつかり衝撃を受けたことで凹んだというケースが多い。はしごのケースは、事故の原因調査を行ったケースが多くあり、消費者へ正しい使用方法も繰り返し啓発されている。

自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことで、今後、利用者が増加すると思われる。今のところヘルメットに関する消費生活相談を受け付けたことはないが、これからは品質などにも注目していかなければならない。市場には表示・品質に問題のある商品が流通していることを念頭に入れて相談に対応していくようにしたい。また、自転車用ヘルメットの安全規格が乗車用ヘルメット (いわゆるバイク用ヘルメット) のように規制強化されるかどうか、今後の動向についても注視し、適切な啓発を行っていきたい。